最終更新日:2015年7月10日

株式会社 フコク
代表取締役社長 河本　次郎
問合せ先:人事総務部総務課
証券コード:5185
http://www.fukoku-rubber.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が最重要課題と考えております。この取組みは、株主および投資家の皆様をはじめ、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであり、このような社会的責任の観点からもコーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題であると認識しております。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行しております。また、内部統制システムの一環として、コンプライアンス委員会、内部監査室、リスク管理委員会の設置等を行うことで、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡辺　まり	1,623,256	9.21
KAWAMOTO　CMK株式会社	1,620,000	9.19
J河本株式会社	1,620,000	9.19
河本　太郎	1,423,471	8.08
河本　次郎	1,423,471	8.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,272,500	7.22
フコク取引先持株会	851,950	4.83
フコク従業員持株会	513,597	2.91
株式会社みずほ銀行	311,789	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	301,200	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
瀬下　明人	他の会社の出身者								△			
樋口　節夫	公認会計士											△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀬下　明人	○	○	元日信工業株式会社常勤監査役	【監査等委員選任の理由】 瀬下明人氏は業界の事業運営に精通していることに加え、財務、会計及び原価に関する専門的知見を有しており、このような専門性を生かしつつ、適宜、忌憚のない意見、提言をいただけること及び取締役会の監査・監督機能が強化されると判断したためであります。 【独立役員指定の理由】 瀬下明人氏は当社の取引先である日信工業株式会社に、過去従業員として勤務したほか、監査役にも就任していたことがありますが、既に退職し、現在では特別な関係はなく、十分に独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
				【監査等委員選任の理由】 樋口節夫氏は公認会計士の資格を持ち、会計

樋口　節夫	○	○	元新日本有限責任監査法人シニアパートナー	の専門家として当社の取締役の職務の執行について提言・助言をいただけること及び取締役会の監査・監督機能が強化されると判断したためであります。 【独立役員指定の理由】 樋口節夫氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人にかつて所属し、当社を担当していたことがありましたが、同監査法人を既に退所しており、現在では特別な関係はなく、十分に独立性を確保しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

当社は現在監査等委員会の職務を補助すべき者を選任していませんが、監査等委員会補助者規程にて必要な場合いつでも設置できることとしており、その場合、補助者の指揮命令権は監査等委員会が有することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、重要会議への出席するほか、取締役及び従業員に対する業務執行状況のヒアリングや、業務執行状況の監査等を行い、監査等委員会で報告、協議を行っております。
内部監査室は各部及び連結子会社の業務全般に亘り内部監査を実施し、代表取締役社長及び監査等委員に報告しております。
当社の監査法人は新日本有限責任監査法人であり、会社法監査及び金融商品取引法監査を委嘱しております。監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査等委員、内部監査室長が出席し、相互に意見交換を図ることとしております。会計監査には、必要に応じて監査等委員、内部監査室長が同席し問題点の共有を図るなど、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立性については、会社との間で利害関係がないことを前提とし、経営陣に対し忌憚のない質問や意見を適宜述べられることが基本であると考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるために、ストックオプション制度を導入しております。なお、これまで2002年7月、2003年7月、2004年7月、2005年7月、2007年7月、2008年7月、2009年7月の7回、新株予約権を発行しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役のみならず従業員においても業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、その力を結集して、より次元の高い計画の達成を目的として導入しているものであります。また、このような目的の実現が、結果として企業価値向上に資するものと考えております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、法令の定めに従い総額開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期における取締役5名に対する報酬等の総額は、178百万円であります。
（注1）報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（注2）報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の繰入額（取締役5名：27百万円）が含まれています。
（注3）当事業年度におけるストックオプションによる報酬はありません。

【社外取締役のサポート体制】更新

経営企画部は、取締役会の招集及び議案の資料を事前に取締役（社外取締役を含む）送付することにより、審議の円滑化をしております。内部監査室は各部及び連結子会社の業務全般に亘り内部監査を実施し、代表取締役社長への報告とともに各監査等委員にも報告を行い、相互に意見交換を図っております。また、常勤の監査等委員である社内取締役は、他の監査等委員である社外取締役と密に連絡をとることで、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は代表取締役社長を議長として毎月開催し、取締役会規程に基づいて重要事項の審議、報告を行っております。また、取締役会に付議される事項は、取締役会規程に基づき、事前に事務局によってとりまとめられ、必要に応じて関連資料を補充するなど経営に関する意思決定機関である取締役会の機動的な運営に努めております。その他、取締役会付議事項の事前確認を含む経営戦略会議や当社及びグループ会社の業務確認を中心とした全社月次会議を開催しております。
監査等委員は、取締役会での議決権の行使、取締役会を含む重要会議への出席等により経営の監査監督機能を担っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社が監査等委員会設置会社へ移行した理由は、議決権を所有する社外取締役に取締役会の運営に積極的に参画していただくことで、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指すために現在の体制と致しました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会においては、事業報告、計算書類等の報告はビジュアル化を実施することとし、株主の皆様には大型スクリーンによるスライドとナレーションを用いて、丁寧かつ分かり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーをホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末において説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	1. 決算短信、四半期決算短信 2. 有価証券報告書、四半期報告書 3. その他適時開示書類 4. 株主通信 5. ファクトブック 6. 財務データ	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フコク企業行動指針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、環境方針をホームページにて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「フコク企業行動指針」の中で迅速に情報開示する旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．事業運営の基本方針
当社および当社子会社（以下「フコクグループ」という。）は、法令、定款を遵守し、また社会からの要請に応え、さらに、創業の精神、企業理念、2023経営ビジョン、2023経営戦略の柱に則り、フコクグループの着実な事業基盤の強化を推進する。

【創業の精神】
「Yes, We Do!」 みんなで 新しいことに挑戦しよう！
【企業理念】
新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する
【2023経営ビジョン】
・全員参加で、より良い明日を目指す企業
・地球環境を大切にし、社会と共に進化する企業
【2023経営戦略の柱】
・グローバル視点で事業を拡大する
・現場力で品質と環境の改善・改革を追求する
・次世代技術・新事業を開拓する
・働く喜びを共有できる風土を醸成する

2．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2.1 企業行動指針の遵守と企業理念の実現
取締役及び使用人は、企業行動指針を遵守することはもちろん、企業理念を実現するために、高い倫理観と責任を持ち、良識ある行動をとる。
2.2 コンプライアンス体制整備
当社は、コンプライアンス体制の整備として、コンプライアンス委員会の設置、社外相談窓口の設置、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育等を進めてきた。これらの取組みを通じてコンプライアンス体制の有効性を確保するとともに、フコクグループ全体でルールを共有することで、一層の企業価値向上を図る。
2.3取締役会の開催
取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定期に開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催する。
2.4 監査等委員会監査
監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に則り、取締役の職務の執行に関する適法性及び妥当性について監査監督を行う。
2.5内部監査
内部監査室は、業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
2.6取締役の取引等の制限
利益相反取引を含め取締役が行う取引等の制限については、取締役業務執行規程又はその他関連規程においてこれを明らかにする。
2.7 財務報告の適正性確保のための体制整備
「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」について、各種手続きの文書化を始めとする社内規程等の整備を推進するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制について一層の充実を図る。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
3.1法定議事録の管理
法定議事録は、法令、定款又は各規程に定めるところにより作成し、関連資料とともに適切に保存、管理する。
3.2業務執行に係る情報の保存及び管理
業務執行に係る決裁については、稟議規程により文書による決裁を必要とするものが明らかにされ、所管部門が決裁の記録となる稟議書を保存、管理する。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理委員会は、事業活動における様々なリスクについて横断的なリスク管理を行うほか、各分野の所管部門が当該部門固有のリスク管理を行う。危機発生時には、危機管理規程に基づき、重篤度に応じて代表取締役社長を長とする危機対策本部が統括して対応にあたる。これらに加え、当社では以下のようなリスク管理を行っている。
4.1コンプライアンス違反のリスクの管理
コンプライアンス委員会が中心となりコンプライアンスマネジメント体制の構築、運用を進めることで法令等違反のリスクの軽減等を図っている。
4.2マネジメントシステムによるオペレーショナルリスクの管理
ISO/TS16949品質マネジメント、ISO14001環境マネジメントという2つのマネジメントシステムにより、顧客、環境利害関係者という両ステークホルダーとの信頼関係構築を含めたリスク管理を行っている。
4.3海外に関するリスクの管理
海外現地法人については、適宜、必要な情報交換等を行うことにより、法改正、政情不安等の海外リスクに対応する体制をとっている。
4.4知的財産に関するリスクの管理
知的財産に関する専門部署は、知的財産の調査及び管理を行うことで知的財産に関するリスクを管理する。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5.1 職務権限の分掌及び責任の明確化
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌・権限規程及び稟議規程を整備し、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるとともに、その執行にあたってはフコクグループの企業理念を踏まえる。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6.1グループ体制
当社は、子会社の事業運営、意思決定についてその独立性を尊重し、子会社は、フコクグループの一員として企業理念を実現するための事業運営をする。
6.2子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、情報収集、リスク管理及び業務の適正を確保する観点から子会社に対して使用人を派遣し、経営に参画させるとともに、月１回の月報と年２回のグローバル経営会議において子会社の職務の執行状況について報告を受ける。
6.3子会社の損失の危機の管理に関する規程及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、フコクグループとして共有すべき規程を制定し、これら規程において、損失の危険及びその他事業運営全般に関して詳細を定め、子会社の取締役等が職務の執行を効率的に行っていることを定常的に確認する。なお、特に連結決算対象となる子会社については、関連規程に基づいた連結決算に必要な管理を行う。

6.4子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制として、内部監査室が子会社に対して業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等員会に報告する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

7.1監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき者とその体制の維持に関する事項を監査等委員会補助者規程に定め、必要な場合にいつでも設置できるようにしている。なお、当社は現在、監査等委員会を補助すべき者は置いていない。

7.2監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員の職務の補助者に対する指揮命令権は監査等委員会が有する。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

8.1監査等委員会監査の尊重

当社は、健全な業務執行に基づく会社の持続的な成長が監査等委員会監査により担保されていることを深く認識し、取締役業務執行規程及び監査等委員会監査規程において監査等委員会監査に対する協力、監査体制の構築及びその尊重について明らかにしている。

8.2内部監査（業務監査）体制

代表取締役社長の直属の組織として、業務の法規、その他要求事項への適合性と効率性を監査するために内部監査室を設置する。そして、その監査結果は、監査等委員会の行う監査に資するものとして、適宜監査等委員会にも報告される。

8.3監査等委員会への報告体制

当社及び子会社において、財務及び事業に重大な影響を及ぼす懸念について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者は、監査等委員会にその都度遅滞無く報告する。前述にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、当社は取締役会の付議事項については、監査等委員会に対しても文書による事前通知を行う。

8.4内部通報内容の監査等委員会への情報伝達

内部通報制度の運用において通報された法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査等委員会に対し、速やかに当該通報に関する適切な情報伝達を行う。

8.5監査等委員会へ報告をした者及び内部通報者の取扱い

当社は、監査等委員会へ報告をした者及び内部通報制度を利用した通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、当社または子会社において不利な取扱いをしない。

8.6監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理の方針

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の執行について生ずる費用又は債務の処理は、社内規程の定めに従い、監査等委員会が決裁する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方

当社は、取締役及び使用人が遵守すべき企業行動指針に反社会的勢力との関係遮断を宣言しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等にも一切応じない。

整備状況

当社は、社内統括部署を設置して情報の一元管理を行うとともに、弁護士、警察、及びその他関係機関等と連携し、毅然とした態度で臨む。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成27年6月26日開催の第62回定時株主総会において、当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の継続を株主の皆様にお諮りし、ご承認をいただきました。その概要は以下のとおりであります。

1．基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。
ただし、株式の大量買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2．具体的な取組み
（1）基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、多数の株主及び投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるため、1）企業理念・経営ビジョンの実現による中長期的な企業価値向上、2）コーポレート・ガバナンスの強化、3）安全で高品質な製品の提供、に取組んでおります。
これらの取組みは、株主及び投資家の皆様をはじめ、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであると考えております。
（2）不適切な支配の防止のための取組み
当社の買収防衛策の主な内容は、当社の株式等保有割合が20%以上となるような買付等を行う者または提案する者に対して、1）買付行為の前に、当社取締役会に対して、買付等の内容検討に必要な情報及び当社が定める手続きを遵守する旨の誓約文を提出すること、2）その後、当社取締役会から独立した第三者により構成される独立委員会が、その買付等の内容と当社取締役会の事業計画等を比較検討する期間を設けるとともに、当社が定める手続きを遵守しなかった場合または当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合等には、新株予約権の無償割当ての方法による対抗措置を講じるというものであります。
なお、当社の買収防衛策は、取締役会の恣意的な判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策を発動すること等が定められております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、経営の透明性向上を実現するために積極的なディスクロージャーが必要であると認識し、適時ニュースリリース、説明会及びホームページ等により情報の開示や提供を行っており、公正かつ透明性の高い経営をしてまいりました。また今後、グループ会社を含め、更なる内部統制システムの体制整備を図っていくことも会社経営上の最も重要な課題のひとつとして位置付けております。

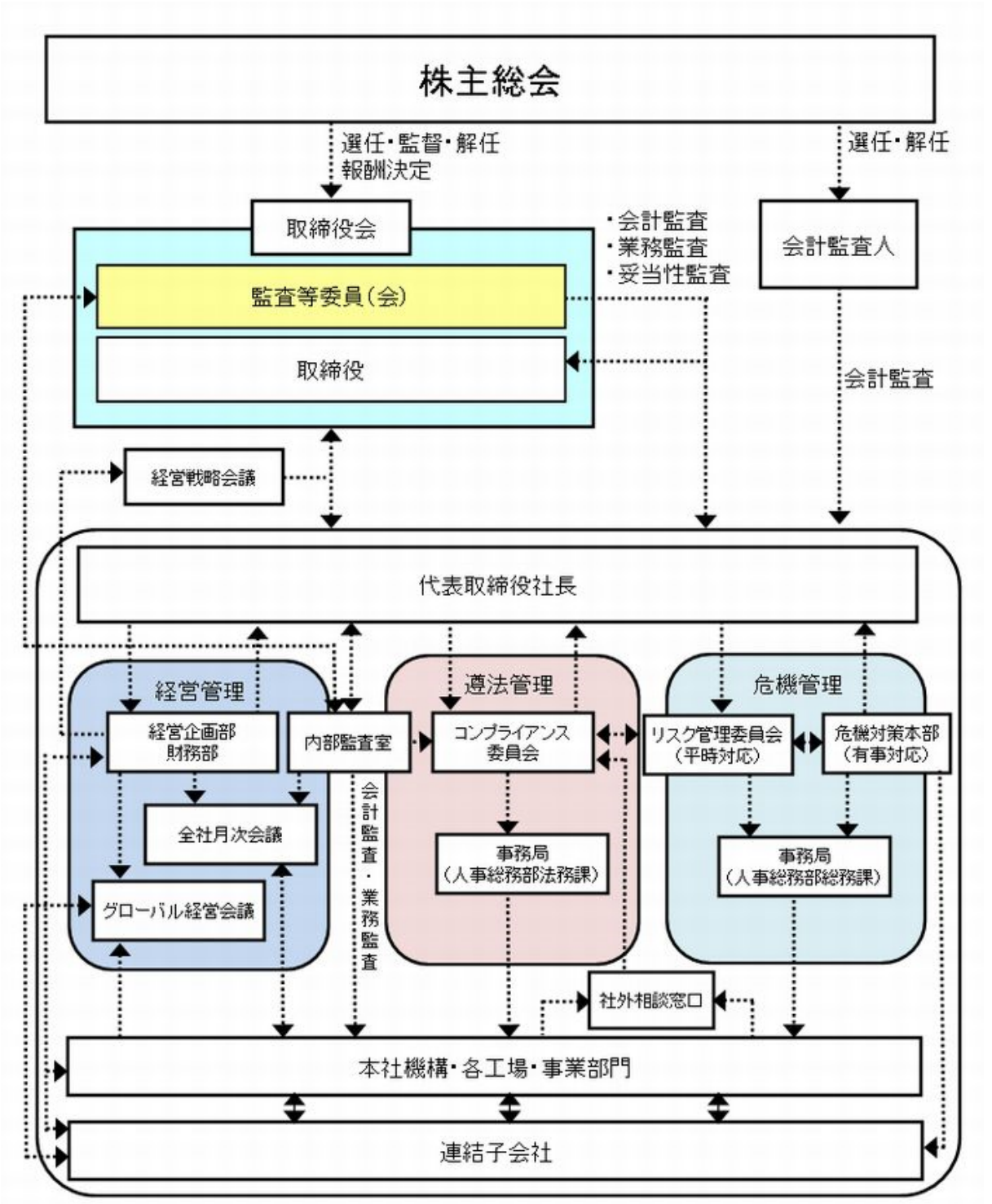
株主総会
選任・監督・解任
報酬決定
選任・解任
取締役会
・会計監査
・業務監査
・妥当性監査
会計監査人
監査等委員(会)
取締役
会計監査
経営戦略会議
代表取締役社長
経営管理
遵法管理
危機管理
経営企画部
財務部
内部監査室
コンプライアンス
委員会
リスク管理委員会
(平時対応)
危機対策本部
(有事対応)
全社月次会議
事務局
(人事総務部法務課)
事務局
(人事総務部総務課)
グローバル経営会議
会計監査・業務監査
社外相談窓口
本社機構・各工場・事業部門
連結子会社